

町県民税(普通徴収)の前納 報奨金は廃止となります

前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況の下で市町村財政の基盤強化のため、税収の早期確保と自主納税意欲の向上を目的に創設されたものです。

一方で、同じ個人町県民税を納付する方でも、サラリーマンなどの給与所得者や年金所得者で特別徴収(給与や年金からの引落しによる納付)の方々は、この前納報奨金制度の適用が受けられません。特別徴収の割合は、本町の町県民税納税者全体の約3分の2、前納報奨金制度対象者は約3分の1であり、税負担の不公平が生じていました。そこで、税負担の公平性を確保するため平成24年度より町県民税の前納報奨金を廃止することになりました。

固定資産税については、引き続き前納報奨金制度を継続します。



前納報奨金は廃止になりますが、全期前納については今までどおり行えます

納付書納付の方の場合

前納報奨金は交付されませんが、これまでと同様に、納税通知書に「全期前納用」を同封します。引き続きご利用いただけますようお願いいたします。

口座振替の方の場合

口座振替の振替方法が「全期前納」の方には、4月に町から『継続確認について』の文書をお送りし、全期前納を中止し期別納付に変更をするか、ご意向を確認いたします。

その確認により、町で振替方法の継続・変更を行いますので金融機関への届け出は必要ありません。

町税の納付には、

口座振替をお勧めします

町県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の納付には、便利な口座振替をお勧めします。手続きは、町指定の金融機関または、税務課で行うことができます。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

固定資産税の縦覧

縦覧制度とは、固定資産税が課税されている自己の土地や家屋に関する評価が適切であるかどうかを判断するため、定められた期間内に町内の他の土地や家屋の価格と比較できる帳簿を無料でご覧いただける制度です。

縦覧期間

4月1日～5月31日

(土・日・祝日・昼休みは除く)

縦覧場所

本庁税務課、各総合支所町民生活課

縦覧できる方

当該固定資産(土地・家屋)の納税者です。ただし、土地のみが課税されている方は土地のみ、家屋のみが課税されている方は家屋のみの縦覧しかできません。

納税者から縦覧することについて委任を受けている者。

●お持ちいただくもの

納税者の場合：運転免許証や保険証などの身分証明書
代理の場合：本人の記名・押印のある委任状と代理人の運転免許証や保険証などの身分証明書

「お問い合わせ先」
税務課 22・3116

森林の所有者届出制度が 四月からスタートします

森林法改正により、今年四月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

■届出期間 土地所有者となった日から90日以内(取得した土地のある市町村に届出)

■届出事項 届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

「お問い合わせ先」
農林水産課 22・3113
高知県森づくり推進課 088・821・4574